

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業) 交付規程

平成28年4月18日 EIC 第280418001号
一般財団法人環境イノベーション情報機構制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業)交付要綱(平成28年4月1日付け環地温発第16040141号。以下「交付要綱」という。)及び地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業実施要領(平成28年4月1日付け環地温発第16040142号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般財団法人環境イノベーション情報機構(以下「機構」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において機構が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、事業者間で調整の上、事業者毎に申請するものとする。

4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を機構に提出しなければならない。

（変更交付申請）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を機構に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 機構は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 機構は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、機構に届け出なければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、機構の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく機構に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 九 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに機構に報告しなければならない。機構は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第11条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税

額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって機構に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 機構は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業者が法令等、本規程、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第11による年度終了実績報告書を機構に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第12による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が別紙の2（4）の地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議

会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で機構の定める日以内とすることができる。)とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、機構との協議を経て概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第13による精算(概算)払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 機構は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

2 機構は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定(ただし書を除く。)を準用する。

(事業報告書の提出)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間について、年度の終了後30日以内に当該補助事業による普及啓発活動等の波及効果について、様式第14による事業報告書を大臣に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 機構は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月18日から施行する。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業	補助事業を行うために必要な業務費（賃金、諸謝金、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費）並びにその他必要な経費で機構が承認した経費 （地方公共団体が事業を実施する場合は常勤職員の人件費及び共済費を除く。）	機構が必要と認めた額	定額

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、市町村長や特別区長（以下「市町村長等」という。）が先頭に立ち、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」を踏まえた取組を地域内の各種団体と協力して通年にわたり継続的に展開するために必要な普及啓発事業であること。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 政令指定都市
- (2) 人口 20 万人以上市・特別区
- (3) 人口 20 万人未満市町村・特別区

3 波及効果の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による波及効果を把握し、この規程及び機構の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書（第5条関係）

別紙1 実施計画書

別紙2 経費内訳

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第10 完了実績報告書（第11条関係）

別紙1 実施報告書

別紙2 経費所要額精算調書

様式第11 年度終了実績報告書（第11条関係）

様式第12 交付額確定通知書（第12条関係）

様式第13 精算（概算）払請求書（第13条関係）

様式第14 事業報告書（第15条関係）

様式第1 (第5条関係)

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理 事 長 大塚 柳太郎 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業) 交付申請書

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業)交付規程第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 2 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業に要する経費
別紙2 経費内訳のとおり
- 4 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ~ 年 月 日
- 5 その他参考資料

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、事業者間で調整の上、事業者毎に申請するものとする。

地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業実施計画書

事業名	地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業			
事業実施の団体名				
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	事業者名・役職名		備考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者		
		氏名	役職名	電話・FAX 番号
<事業の目的・概要>				
<p>【目的】</p> <p>【概要】</p> <p>※市町村長等の宣言・取組等</p> <p>※「COOL CHOICE」の賛同 有・無</p> <p>※補助事業の概要（内容・規模、COOL CHOICE の活用方法、普及啓発の展開等）を記入する。</p> <p>[普及啓発事業実施場所・期間・頻度等]</p> <p>※普及啓発事業を実施する場所、期間、回数等を記載してください。複数の箇所で行う場合も漏れのないように記載下さい。</p> <p>※本事業と地域特性との関連等、特記事項を記入して下さい。</p>				

<p><低炭素化に資する環境対策への取組></p> <p>※過去・将来における低炭素化に向けての取組を記入する。</p>
<p><事業の効果></p> <p>※補助事業効果として、どのような目標をもって取組むか。また、その実施による波及効果について記入する。</p> <p>《普及啓発活動の概算規模（延べ人数等）》 概算規模： (人) 波及効果の測定方法（計算式等）</p> <p>《COOL CHOICE 賛同数（延べ人数等）》 賛同目標数： (人)</p>
<p><事業の実施体制></p> <p>※補助事業の実施体制について、補助事業者内の事業実施・経理等の体制及び関係者との協力・連携の内容・体制を記入する（別紙添付でも可）。</p>
<p><事業実施に関連する事項></p> <p>【他の補助金との関係】 ※他の国の補助金等への応募状況等を記入する。</p>
<p><事業実施スケジュール></p> <p>※事業の実施スケジュールを記入する。 ※実施スケジュールは別紙を添付してもよい。</p>

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2

地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較し て少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較し て少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) の額
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目	金額	積算内訳		
(記載例)				
業務費	〇〇〇	(数量) × (単価) = 金額		
・ 賃金	〇〇〇			
・ 諸謝金	〇〇〇			
・ 旅費	〇〇〇			
・				
・				
・				
・				
・				
・				
合計	円			

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

様式第2（第6条関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）変更交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）を下記のとおり変更したいので、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付規程第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
（注）具体的に記載する。

- 注1 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
- 2 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第3（第7条関係）

番 号

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）については、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

平成 年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構 理事長 大塚 柳太郎 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号 交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、平成 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環地温発第16040141号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）実施要領（平成28年4月1日付け環地温発第16040142号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は平成 年 月 日とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業) 変更交付決定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）については、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付規程（平成 年 月 日付け第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

平成 年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構 理事長 大塚 柳太郎 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号 変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、平成 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付要綱（平成28年4月1日付け環地温発第16040141号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）実施要領（平成28年4月1日付け環地温発第16040142号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることができる期限は平成 年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理 事 長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）の計画を下記のとおり変更したいので、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付規程第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

- 2 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

注1 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理 事 長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）の遅延について、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8 (第8条関係)

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理 事 長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業) 遂行状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業)の遂行状況について、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業)交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

様式第9(第8条関係)

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理 事 長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業)
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業)について、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業)交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

注1 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10（第11条関係）

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）完了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）を完了（中止・廃止）しましたので、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（平成 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 2 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 3 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 4 補助事業の実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 添付資料
（1）広報媒体資料（例、チラシ・市報など）
（2）写真（取組の内容等が分かるもの）
（3）その他参考資料（領収書等含む。）

地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業実施報告書

事業名	地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業				
事業実施の団体名					
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名		備 考	
電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス			
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<実施した事業の概要>					
<p>【概要】 ※補助事業の概要(内容・規模、普及啓発事業実施場所、期間、回数、COOL CHOICE の活用方法、普及啓発の展開等)を記入する。</p>					

<p><事業による効果></p> <p>※補助事業効果として、どのような目標を持って取り組んだか、その実施による波及効果や、目標に対する結果を記入する。</p> <p>《普及啓発活動の概算規模（延べ人数等）》 達成目標： （人） 波及効果の測定方法（計算式等）</p> <p>《COOL CHOICE 賛同数（延べ人数等）》 賛同数： （人）</p>
<p><事業の実施体制>、<事業実施に関連する事項></p> <p>※交付申請書の<事業の実施体制>、<事業実施に関連する事項>の記入内容に変更がない場合は、「交付申請書のとおり」と記入し、変更がある場合は、変更の内容を記入すること。</p>
<p><事業実施スケジュール></p> <p>※事業の実施スケジュール（実績）を記入する。 ※実施スケジュールは別紙を添付してもよい。</p>

注1 本報告書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

様式第 1 1 (第 1 1 条関係)

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理 事 長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

平成 2 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業) 年度終了実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業)の平成 2 8 年度における実績について、平成 2 8 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携した CO2 排出削減促進事業) 交付規程第 1 1 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円(平成 年 月 日 番号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

2 補助事業の実施状況

* 交付規程第 8 条第五号の規定に基づき機構の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

3 補助金の経費所要額実績
別表のとおり

別表

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補助金 所要額 (2) - (4)

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付額確定通知書

補助事業者

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）については、平成 年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付規程（平成 年 月 日付け 第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

平成 年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理 事 長 大塚 柳太郎

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により平成 年 月 日までに返還することを命ずる。

様式第13 (第13条関係)

番 年 月 日 号

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理 事 長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業) 精算(概算)払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業)の精算払(概算払)を受けたいので、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳
(概算払の場合)

(単位:円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）
事業報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）について、平成28年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業）交付規程第15条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 事業実施による波及効果について
 - (1) 普及啓発活動への参加者数等
※その他、普及効果と考えられるものがあれば、具体的に記入して下さい。
 - (2) 「COOL CHOICE」（賢い選択）賛同数（実績）